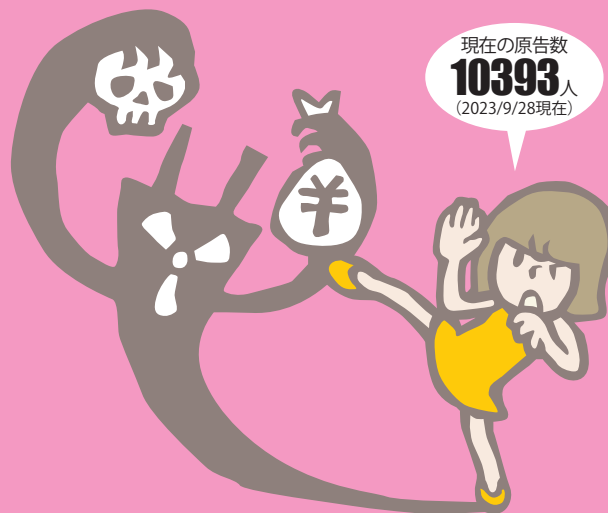


# 原発なくそう! 九州玄海訴訟 NEWS

発行元 2023.Nov  
「原発なくそう!九州玄海訴訟」  
原告団・弁護団 Vol.44

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階  
佐賀中央法律事務所気付 TEL0952-25-3121/FAX0952-25-3123



## 第44回 口頭弁論を終えて

原発なくそう!九州玄海訴訟弁護団共同代表 花島 敏雅

### 原発を巡る情勢と裁判の報告

8月24日、政府と東京電力は「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わない。」という漁業関係者等との約束を破って処理水(汚染水)の放出を強行しました。この放出は2051年迄に終わると言っていますが甚だ疑問です。

9月27日、対馬市の比田勝市長は、原発の使用済み核燃料等の「核のごみ」を、地下300m深くに設置した最終処分場に10万年余保管する施設設置の「文献調査」を市議会の議決に反して「対馬の産業や生活する市民や育つ子ども達の将来を考えた上で」受入れを拒否しました。なくそう原発の訴訟団はその決定に敬意と強い連帯と支持を表明したいと思います。

裁判では福島第一原発から43kmの相馬市内の自宅に一家5人で生活していた佐藤勝十志さん(当時50歳)が、原発の爆発で会社は倒産、妻はPTSDに罹患する等一家全員がそれぞれ大きな被害を受け、現在、避難先の滋賀県栗東市内で生活保護を受給しながらの生活を余儀無くされた経過と現況を陳述されました。原発事故の被害の広がりと深刻さと時間的長さを、改めて認識させられ、なくそう!原発の決意を強めあいました。

第44回  
口頭弁論

## 東島弁護士の ココがポイント!



今回、原告側は準備書面106、107を提出しました。106では、国・九電の避難計画についての主張に反論しました。まず、「過酷事故が起こる危険と離れて避難計画を論じても具体的危険があるとは言えない」との国の主張は深層防護を理解していない主張でしかありません。また、九電のいう「現在の避難計画で大丈夫」という根拠は「制度や取り決めでそうになっている」というものにすぎず、原告側

の具体的不備の指摘に何も答えていません。また、今回、安定ヨウ素剤の配布や屋内退避についての国際基準違反を新たに主張しました。107では、火山の危険性についての国の主張に反論し、火山ガイドの改悪で考慮する火山噴火規模を不合理に小さくしたことなどを批判しました。他方、今回、九電は耐震安全余裕についての反論、国は繰り返し地震の危険性及び水蒸気爆発の高島意見書に対する反論をしました。

今回は、原告側は、汚染水問題を中心に反論します。

## 目次 Contents

口頭弁論を終えて・ココがポイント……………1  
第43回意見陳述書(佐藤勝十志さん)……………2-5

事務局ダイアリー……………6  
九電カルテル問題、株主代表訴訟報告、書評……………7  
インタビュー:青柳行信さん、今後の日程等……………8

# 意見陳述



佐藤 勝十志さん(原発賠償関西訴訟原告団副団長)

## 1 東京電力福島第一原発事故時の私

私は、昭和62年春に大学、就職と過ごした横浜市からUターンし、父が相馬市で経営していたシステムエンジニアリング株式会社に入社し、会社業務に必要な一級電気工事施工管理技士や管工事、シーケンスなどの資格を取得して、ユーザー工場の生産設備の設計施工やメンテナンス企画立案、工場建設まで手がけていました。原発事故が発生した平成23年は会社創立50年を迎える年で、私は父と交代して社長に就任して新たな経営刷新支援事業も始めるところでした。

## 2 東京電力福島第一原発事故 当時の私の家庭

大震災が発生した3月11日、私は福島第一原発から43キロ離れた相馬市の自宅で、妻恵里子49歳、娘志保理15歳、母キミイ(要介護で自宅介護)73歳の5人で暮らしていました。父清73歳は震災の直前、がんの疑いで公立相馬総合病院に入院していました。

3月11日は娘の中学卒業式でした。娘は吹奏楽部に所属し全国吹奏楽コンクール大会に3年連続で出場し、教師になり吹奏楽の指導者になることを目標に、県立学校に合格しており、入学を楽しみにしていました。私たち夫婦は娘の卒業式に出席して、帰宅後、娘の成長や、高校の入学式にも出席しよう、そして自分自身50歳という節目の年齢を迎えて、これからの事業のためにもうひと踏ん張りして頑張ろうなどと妻と話していました。

そんなときに、あの地震が発生し原発事故が起きたのです。

## 3 原発事故について真実を 伝えない不信から避難を決断

大震災の翌日3月12日早朝、私は会社の顧客工場の被害復旧のため、原発のある双葉郡大熊町に向かいましたが、国道は津波による冠水被害が何か所もあり走行が困難でした。双葉町に入る所で警察の検問があり、原発がある双葉町大熊町方面への進入は許可されず工場には行けませんでした。検問所では「原発の点検をしているため周辺に入れない」「万が一のことがあるといけないので」と言われました。仕方なく帰路に就くなか、原発が危険な状況になっていて、15時36分に原子炉建屋で爆発が起きたことをラジオで知りました。

自宅に帰ると、娘が「原発が爆発した、大丈夫なの?」ととても怖がっていました。

ところが、報道で「爆発したのではなくベント作業により内部圧力が爆発的に大気開放されたから」と説明しているものがあり、「ベントで外壁は吹っ飛ばないだろう」と思わず叫び、違和感を持ちました。その後も「屋内退避で充分で、屋外避難が生じるような大事故は起きない」といった報道が繰り返されていました。

しかし私は仕事の関係で放射能被害について勉強していたので、「放射能に対する一番確実な対策は、被曝しないことである」という認識を持っていましたので、原子炉建屋爆発という異常事態が発生しているにも関わらず「避難しなくてよい」という報道がされていることに不自然さを感じ、いま原発では大変なことが起こっている、正確な情報が公表されていない可能性が強い、子どもだけでも避難させよ

うと思って父に相談して、娘を弟が居る滋賀県栗東市に避難させることにしました。

3月13日朝、妻の軽自動車に娘を乗せて相馬市内の自宅を出て、滋賀県栗東市の避難先に向かって出発しました。途中、相馬警察署で道路状況について尋ねましたが、役に立つ情報は得られず、道路は法面の大規模な土砂崩れが発生していて迂回を余儀なくされたり、渋滞が続き、東京駅に着いたのは14日の深夜3時頃でした。14日始発から東海道新幹線が運転するというので、始発の発車を待ちました。娘は車内に入り座席につくと発車直前に泣き出してしまって心が痛みました。東京駅からの帰途、ニュースで「原発がメルトダウンを起こした可能性が高い、これから一回目の爆発を超えるような爆発がおきる可能性がある、被曝を避けるように安全な所にいったん避難し、事故が収束し安全が確認できてから戻るのが一番正しい対応です」と言っていました。その後、2度目の爆発事故が発生した時、私は娘を早く避難させていて良かったと安堵し、家族全員避難すると決心しました。妻は最初渋っていましたが、今後も爆発が起こる危険があることや、被曝した場合、治療や対応方法がないことを説明すると納得しました。入院中の父も避難させたいので、父が入院している病院に避難の許可を貰いたいと連絡して、車を相馬の自宅に向けました。自宅に着いたのは14日夕方5時頃でした。妻から母の薬が病院に届かないため貰えない、あとは自己責任で、と聞きました。父の退院は認められませんでした。病院からは「もし何かあった場合、自衛隊がヘリコプターで患者さんを輸送する手はずになっているので大丈夫です。」と言われたので、父を避難させることは諦めて、14日深夜、妻と母を同乗させて、再び滋賀県に向かって相馬市の自宅を出発しました。

福島市内に入った所で市役所の電気がついていたため、母のトイレの為借りたところ、テーブルの上にはたくさんのお弁当があったので、「分けていただけないか」と尋ねましたが、「これは避難して来た人

のためのお弁当なので差し上げられません。」と言われました。その後、東名高速に乗ってからは燃料や食事が手にはいり、15日昼頃に滋賀県栗東市の弟宅に到着しました。直ぐに妻と栗東市役所に向かい、避難してきた事と支援が必要であることを伝え、持っていた名刺が無くなるほど多くの人にお願ひしました。

翌16日には、津波で車をなくし避難を希望する娘の同級生家族を迎えに、再び相馬市に向かい、18日に戻ると、関西広域連合の支援決定により栗東市の市営住宅に入ることが出来ました。そこで、多くの新聞テレビの取材を受け、娘の高校進学の支援をお願いしました。これが功を奏して、娘は後で滋賀県立草津高校に入学出来ました。こうして私の一家4人は入院中の父を残してですが、滋賀県栗東市の市営住宅に避難し、入居出来ました。その日は落ちるように眠り込みました。

## 4 妻にPTSDの異常行動が出る

19日翌朝待っていたのは妻の異常行動でした。朝、覚めた時、娘からお風呂場を見てくださいと言われました。浴室に入ってみると、浴槽の中には持ってきた洋服などがお湯の中に浸かっています。傍らの妻を見ると下着のままびしょ濡れになっていて、興奮した状態で「福島から持ってきたものは放射能で汚染されているから、きれいに洗って落とさないといけない」と言っていました。

19日の晩、妻はほとんど眠らず、救急車やパトカーのサイレンを聞くと飛び起きて荷物をまとめようしたり、車の赤いテールランプを見ると「パトカーが来た。原発が爆発した。避難しないといけない。」などと言って飛び起きるような異常な行動をしていました。妻の異常に気付いて、栗東市福祉課に相談して紹介して貰った滋賀県精神医療センターを受診しました。妻は相馬に居た時、軽度のうつ病で通院していましたが、原発事故以前、病状は軽快していました。妻を診た医師は妻には「基本うつがあったのが、そう転じて、今はそう状態になっている。一番の懸念はそう状



態からうつ状態に戻ると、自殺行動を衝動的に誘ってしまう危険がある」ので、直ぐに入院するようと言われました。妻は「原発事故と放射能被害に対する不安が原因のPTSD」と診断され、1年間入院して、平成24年4月退院しました。医療費は66万円余掛かりましたが無料にはならず自己負担でしたので、病院にお願いして、長期分割で支払いをしました。妻は退院後も通院を続けていますが、原発事故が原因のPTSDであるため、主治医からは、福島には一時的に帰ることは認められても、帰還して居住することは認められないと告げられています。

### 5 地元の病院で十分な医療を受けられなかった父の被害

私の気がかりは父を残して避難して来たことでした。父が入院していた公立相馬病院は「何かあったら、患者は避難させる。」と言っていました。父によると、原発の爆発後は治療らしい治療を受けられなかったため、相馬市の自宅に戻り、通院に切り換え、症状が悪化すると入院して、また通院することを繰り返し、体調が良い時は顧客からの仕事の要請に応じて来たという事でした。病院は閉鎖にはならなかったものの、原発の爆発事故後、相当数の職員が避難等して戻らなかったために、十分な医療を受けられなかった、それを福島県立医科大学を通して東大医学部から若手の医師らを補充したものの、急ごしらえのために病院が十分に機能せず不十分な医療しか受けられなかった、と言っていました。そのことが原因だと言いませんが、父のがんはその直後、余命半年と宣告される程急に悪化しました。幸い緊急搬送された仙台市の病院での治療が功を奏し、父は命をつなぎ留めることができました。その病院から父はきちんと治療を継続すればまだ生きられるが、相馬市の医療は今、最低の状況なので認められません、と言われたので、私は平成26年、父を避難先の滋賀県の住宅に引き取り、同居して、父の治療と療養に努めました。そこで父の病状は母と車で出かけ

る程の回復しましたが、平成31年3月、突然昏睡状態に陥り82歳で、福島に帰るという希望をかなえることなく亡くなりました。

### 6 行政の残酷な線引き

避難指示区域の大熊町にあったユーザーの工場がいわき市に移転し、生産ラインを再構築するので、その移転工事を依頼され、私は父を車で送迎しながら、頻繁に滋賀といわき市を行き来しました。しかし、いわき市には宿泊できるホテルはどこも復興要員で満員で、私はサウナに泊まりながら移転工事を完成させ、工場を製造開始にこぎ着けました。お客様から私の会社をいわき市に移転させて仕事の面倒を見て欲しいという、大変ありがたい申出をいただきましたが、結局、移転に必要な土地建物を確保することが出来ずに断念しました。移転補償事業がありましたが、対象は避難指示区域内の企業だけで、私の会社のように避難指示区域外の会社は何の支援も受けられないことがはっきりとしました。また避難指示区域内であれば移転費用も出ましたが、区域外であるためこれも出ませんでした。しかし相馬双葉地域は企業、教育、物販など様々なインフラが自治体を縦断して成り立っていることが、地元自治体では当たり前でしたが、原発から30キロの線で機械的に線引きされてしまっていました。このため、今までのような仕事をお客様に提供することは出来なくなり、泣く泣くお客様の申し出を断念するしかありませんでした。

これによって、当時売り上げの6割を占めていた一番大切な顧客を失ってしまい、その損害は大きく、資金繰りが極端に悪化し、地元の相双信用組合が抵当権の実行を通知して来ました。地元の金融機関でしたが、相馬市の企業がおかれている状況を考慮してくれませんでした。福島県や国にも相談しましたが、有効な手立てはなく、平成26年には自宅も会社事務所の土地建物もすべて差押え競売となってしまいました。東京電力からの賠償が何も進んでない時期に返済を要求され、対応が出来ず、差押え競売となり、自

宅、会社事務所不動産全部を取られてしまいました。平成27年には法務局から会社の法人登記の職権抹消の通知が来て、会社は消滅してしまいました。誠実で勤勉な父が50年前から営々と築いて来て、地元の顧客企業の発展に寄与してきたわが社は、東電の原発事故によって存続が不可能になり、倒産してしまいました。病弱であった父清の落胆は計り知れませんでした。このような状況に追い込んだ東京電力、国等の対応に私は非常な怒りを覚えています。

### 7 娘の甲状腺被曝

2012年より滋賀県民医連のご協力で、エコー検査だけでなく健康診断、血液検査、心電図等の検査を行って貰うになりました。私の娘も高校2年の夏休みに甲状腺のエコー検査を受けたところ、のう胞が見つかりA-2判定(大きさが20mm以下ののう胞、または5mm以下の結節が認められた状態)を受け、私は目の前が真っ暗になりました。このような事を防ぐために避難したはずなのにと妻と落胆しました。検査の前、正直なところ不安要素がありました。娘と避難の際、通過した国道15号線は、あとで避難指示区域となった飯館村の北側を走る道路でした。後日公開されたスピーディ(緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム)のデーターではその道路に沿うように放射性物質が流れたのが確認されていました。避難の際にそれが分かっていたら絶対に選択しない道でした。スピーディのデーターを出さなかったのは、住民のパニックによる混乱の発生を防ぐためということですが、私たちはその情報が示されていけばパニックにならないよう冷静に行動することは出来ます。住民に知らせるとパニックを起こすからと言って、住民を見下して、娘に被曝させたことは本当に許されないことだと思います。

娘は避難先の滋賀県立草津高校の校長先生の計らいで高校に入学出来、京都府立大学に進学して大学を卒業して、現在、京都市内の会社に就職して働いていますが、私たちは毎年、娘に悪性の診断が出

ないことを祈るような気持ちですごしています。

### 8 最後に申し上げます

大震災の時、私は地元の区長をしていて、地区の皆さんのところを訪ねて震災の被害状況を確認していました。私たちが暮らしていた相馬地方は歴史と自然が豊かで、地域の住民同士助け合って生活していました。それが、原発事故で地域住民はバラバラになり、私たち一家も豊かで平穏な日常生活からどん底の生活を強いられてしまいました。妻は原発事故が原因でPTSDになり、一家は相馬への帰還は許されなくなり、私も娘も仕事や学業への夢や希望を壊され、両親も頑張っ建てた広い自宅を奪われ、私と父は会社を倒産させられて仕事を失い、両親は健康を悪化させ命を縮めてしまいました。

私たち一家は避難区域外になっていますが、原発事故で受けた被害は本当に計り知れません。裁判官の皆さんには、原発事故の被害が深刻でとてつもなく大きく、12年経った今なお続いていることを、ぜひ知っていただきたいと思います。

ところで、私は関西避難者訴訟の原告団代表もしていますが、昨年6月の原発賠償事件の最高裁判決はひどいものでした。判決は、国が津波防止の規制権限を行使したとしても、津波による被害発生は防止できなかったのもので、国には賠償責任はない、というものでした。この判決は間違っていると思いますが、国は原発が事故を起こす前は、「原発は安全です、絶対に事故は起きません」と言っていました。

しかし、現実には原発が爆発事故を起こると、その責任を取ろうとしません。

こんな不正義が許されて良いはずがありません。私は、裁判所には国民が司法に期待する正義を、ぜひ実現していただきたいと切にお願いいたします。

また、私は国が責任を取らず国民に被害を押し付けて犠牲を強いる原発の運転は、ただちに停止して貰いたいことを申し上げまして、私の意見陳述を終わります。

# DIARY

## 事務局ダイアリー

「原発なくそう!九州玄海訴訟」原告団・弁護団 事務局 林田直樹



### 対馬核ごみ文献調査、 受け入れず (比田勝市長の英断)

核ごみ文献調査をめぐり、9月13日、長崎県の対馬市議会は議長を除く採決で10対8と調査受け入れを採択し、比田勝尚喜市長がこれを受け入れるかどうかを持ち越されました。

福島汚染水海洋放出からまだ1か月過ぎたばかりの9月27日、比田勝市長は安全性や風評被害はまったく払しょくされていないことを鑑み、「市民の合意形成が不十分」、「市民の中に分断が生じ深刻化する」として、文献調査を受け入れない

ことを高らかに宣言しました。島民のみならず、日本中の国民の心をしっかりとらえました。

長崎県は被爆県であり、県内すべての自治体が非核宣言をしています。長崎県民は核や放射能といった言葉には敏感であり、今なお被爆者は放射能の後遺症により苦しめられ続けているといった背景も後押ししているといえます。

今回の比田勝市長の決断に対して、日本科学者会議(原子力問題研究委員会)は「破綻した原子力エネルギーの『負の遺産』を押し付ける国家プロジェクトに対しての対馬市民の粘り強い努力に敬意を表する」とし、支持する声明をだしました。



### 北海道寿都町 議会議員選挙では

一方、原発から出る高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定にむけた文献調査を全国に先駆けて受け入れた北海道の寿都町では町議選(定数

9)がおこなわれ、賛成派5、反対派4と拮抗した状態となりました。二段階目にあたる概要調査に進むにあたり、片岡春雄町長は住民投票の実施を明言はしたものの、つい先日の対馬市の動きも相まって、新たな動きは取りづらいつの立場をにじませています。



### 鹿児島県議会、 川内原発の 県民投票条例案を 否決

10月26日、鹿児島県議会では、市民団体「川内原発20年延長を問う県民投票の会」が4万6112

人の署名を添えて直接請求した20年延長運転の是非を問う県民投票条例案を賛成少数で否決しました。塩田康一鹿児島県知事は、2020年の知事選公約に「必要に応じて県民投票を実施する」としていましたが、「慎重に判断すべき」と翻意し、県民投票の実施を180度方針転換しました。



# 九州電力カルテル株主代表訴訟のご報告

(九電カルテル株主代表訴訟弁護団 弁護士 田上晋一)

本年3月、公正取引委員会は、関西電力、中国電力、中部電力、九州電力の大手電力会社4社によるカルテルを摘発しました。摘発を受けた各社は、長らく価格競争にさらされることなく地域独占の恩恵を受けてきた大手電力会社で、その不正行為が糾弾されたのです。

電力業界は、2000年以降始まった電力自由化によって、従来の地域独占体制が崩れ、価格競争がはじまり電力価格は低下していきました。今回のカルテルは、大手電力会社が利益を最大化するために価格低下に歯止めをかけ、違法行為を行っていたものです。このような消費者の利益を無視して自社の利益確保を最優先する企業姿勢が許されるはずはなく、公正取引委員会は、今回のカルテルが独占禁止法に違反するとして、九州電力をはじめとする三社に過去最高

の1010億円もの課徴金の納付を命じました。

本年10月に提訴した九州電力カルテル株主代表訴訟は、株主の立場から会社に代わって、当時の取締役8名に対し、カルテル行為によって会社に本来支払う必要がなかった課徴金など約29億円の損害を与えたとして、その賠償を求めるものです。

今回、カルテルに参加した九州電力をはじめとする大手電力会社は、いずれも原発の稼働を続けていますが、共通していえるのは、時に違法行為を犯してまで自分たちの利益を最優先して、私たち市民の立場を軽視する企業体質です。

今回のカルテル裁判も、原発の差止めをめぐる闘いと同じく、大手電力会社による横暴を許さない闘いの一躍を担う大切な闘いですので、ご協力とご支援のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

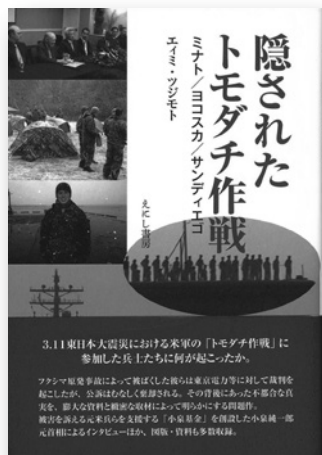


## 「隠されたトモダチ作戦」 エイミ・ツジモト (えにし書房 2023年7月発行)

2018年発行の「漂流するトモダチ」田井雅人、エイミ・ツジモト共著(朝日新聞出版)のその後の話です。

東日本大震災発生直後に救援に向かったアメリカ海軍。原発爆発による大量の放射能放出を知らされず、放射性プルーム(雲)の直撃を受け、汚染された水でシャワーを浴び、飲食にも使用し、被ばくしました。

兵士たちの大半は軍隊に志願した人一倍健康で屈強な若者でした。事故後、短期間でガンや白血病



などの健康被害に苦しめられ、命を落としたものもいます。その兵士たちが裁判を起こしましたが、東京電力はもとより日本政府もアメリカ政府も救いの手を差しのべず、見捨てたのです。

膨大な資料と緻密な取材に圧倒されます。まるでドラマをみているかのような錯覚さえあります。

海を汚すということ、司法と権力、人々の良心、いろいろ考えさせられます。

上川倫子さん(第4陣原告・熊本県在住)



共同代表暫定代行

青柳行信さん

共同代表暫定代行のおひとり、青柳行信さんへのインタビューです。

**Q: 青柳さんが原発に関心を持たれるようになったきっかけは？**

青柳: 1970年代、東京のアジア資料センターで知ったのですが、核のごみの最終処分計画で南太平洋の海溝投棄する話がありました。南太平洋の島々の人々は抗議し、私も当時の通産省へ出向いて交渉したことがはじまりです。

**Q: 福岡ではどんな活動に取り組まれていますか？**

青柳: 原発事故直後の2011年4月8日から九電本社前にテントをはり、原発をなくそうと訴えてきました。多くの方に共感していただき、時の政権もにらみながら憲法改悪、軍拡を許さないなど枠を広げ、福岡

総がかり実行委員会をつくりあげました。1万6千人集会を成功させたこともあります。



**Q: 原発をなくすために私たちに求められるものは？**

青柳: フクシマ原発事故から12年、関心が弱まっていることは否めませんが、原発問題とは何かを目に見える形で可視化することや意識化することが求められます。司法、判決だけに頼ってはいけません。情勢は切り開けません。「被害は継続している」ということを念頭に、1万人原告の私たちひとりひとりが原点に立ち返ることが大事だと思います。

【紹介】『九電本店前に脱原発テントを張って10年目』(柘植書房新社)<https://tinyurl.com/myppyd9t>



## 今後の日程



## 第46陣 追加提訴のご案内

2024年 1月18日(木)

13:00 佐賀県弁護士会館集合  
※締め切りは1月12日(金)午前

## 第47陣追加提訴のご案内

2024年 4月25日(木)

13:00 佐賀県弁護士会館集合  
※締め切りは4月19日(金)午前

## 第45回裁判のご案内

2024年 2月16日(金)

13:30 佐賀県弁護士会館集合  
14:00 進行協議  
15:00 口頭弁論  
模擬裁判・報告集会会場/  
佐賀県弁護士会館

## 第46回裁判のご案内

2024年 5月24日(金)

13:30 佐賀県弁護士会館集合  
14:00 進行協議  
15:00 口頭弁論  
模擬裁判・報告集会会場/  
佐賀県弁護士会館

発行元/「原発なくそう!九州玄海訴訟」原告団・弁護士  
発行責任者/長谷川照  
発行日/2023年11月20日

事務局/佐賀中央法律事務所 気付  
〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階  
TEL0952-25-3121 FAX0952-25-3123